

あなたは申告が必要？不要？ フローチャートでチェック！

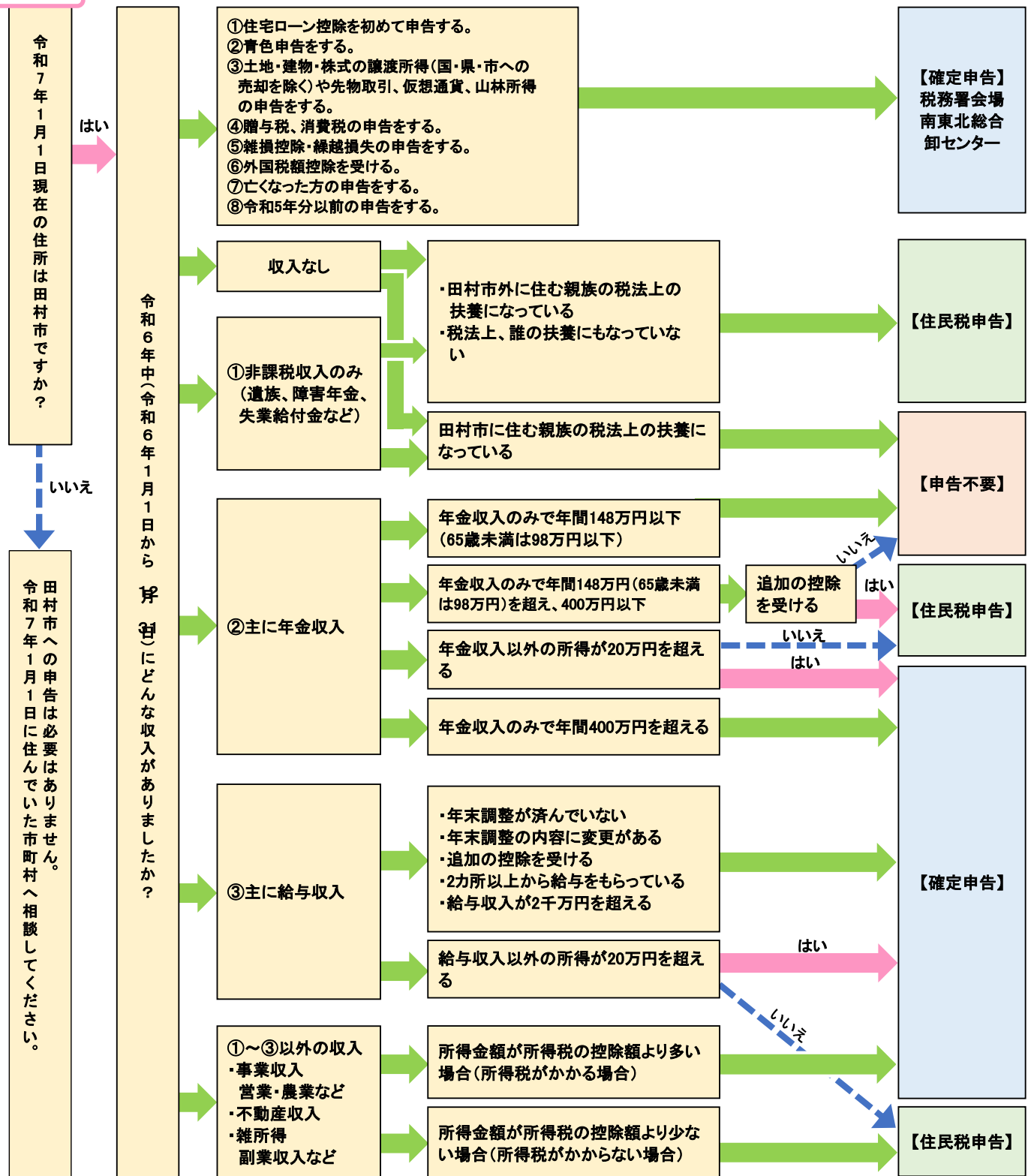
フローチャートは、一般的な例を示しています。

ご自身の状況によっては変わる場合がありますので、ご不明な点はお問い合わせください。納めすぎた所得税の還付申告をする場合は下表に関わらず確定申告が必要です。

【申告できる会場】

確定申告・・・郡山税務署会場、市役所会場
住民税申告・・・市役所会場

スタート



【お問い合わせ】

田村市役所 市民部 税務課 課税係 TEL0247-81-2119